

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
令和6年3月29日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2300097 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2300091 号

## 第 1 結論

訂正請求記録の対象者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 20 年 4 月 1 日、喪失年月日を同年 7 月 29 日に訂正し、昭和 20 年 4 月から同年 6 月までの標準報酬月額を 1 万円とすることが必要である。

昭和 20 年 4 月 1 日から同年 7 月 29 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 (続柄) : 男 (子)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正 14 年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から昭和 20 年 7 月 29 日まで

母親 (訂正請求記録の対象者。以下同じ。) の未支給請求書を提出した際、年金事務所から母親と同姓同名で同一生年月日の基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険の記録 (未統合記録) があると言われたが、母親が勤務していた事業所名がわからず、年金事務所では母親の年金記録に統合してもらえなかったため、調査の上、母親の記録として認めてほしい。

## 第 3 判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録において、昭和 20 年 4 月 1 日から同年 7 月 29 日までの期間について、訂正請求記録の対象者の旧姓と同姓同名かつ同一生年月日で、A 社に係る被保険者記録が確認できるところ、オンライン記録により、上記期間について、ほかに訂正請求記録の対象者の旧姓と同姓同名かつ同一生年月日の記録は見当たらない。

これらのことから、請求期間のうち上記期間に係る被保険者記録については、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、事業主は、訂正請求記録の対象者が

昭和 20 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 7 月 29 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を保険出張所（当時）に対して行ったと認められる。

また、昭和 20 年 4 月から同年 6 月までの標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

一方、A 社の健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、訂正請求記録の対象者の旧姓と同姓同名かつ同一生年月日の者の資格取得年月日の欄の上段に昭和 19 年 5 月 5 日、下段に昭和 20 年 4 月 1 日の記載が確認できるところ、同名簿により昭和 19 年 5 月 5 日に資格取得している複数の者について、同様の記載がされており、年金番号払出に係る票から、訂正請求記録の対象者を含む上記の者の厚生年金保険の資格取得日が昭和 20 年 4 月 1 日と記録されていることが確認できる。

また、訂正請求記録の対象者を含む上記の者の厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録を確認したところ、昭和 19 年 10 月 1 日から昭和 20 年 4 月 1 日までの期間について、厚生年金保険の被保険者記録がある者は確認できないほか、A 社は、請求期間当時の資料について、80 年近く経過しており保管されているか確認する術がない旨回答している。

さらに、日本年金機構は、A 社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、訂正請求記録の対象者の昭和 19 年 5 月 5 日の資格取得年月日は、健康保険のみの資格取得年月日と考えられ、昭和 20 年 4 月 1 日の資格取得年月日が厚生年金保険の資格取得年月日と考えられる旨回答している。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間のうち昭和 19 年 10 月 1 日から昭和 20 年 4 月 1 日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として、請求期間のうち昭和 19 年 10 月 1 日から昭和 20 年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300368号  
厚生局事案番号 : 関東信越(脱)第2300002号

## 第1 結論

昭和29年3月1日から昭和38年1月9日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和10年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和29年3月1日から昭和38年1月9日まで

A社及びB社(いずれも現在は、C社)に勤務していた請求期間について、脱退手当金が支給された記録となっているが、脱退手当金を受給した記憶はないので、当該期間を年金給付に反映する被保険者期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録により、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和29年3月1日、喪失年月日は昭和35年11月21日であり、B社における同被保険者資格の取得年月日は同年11月21日、喪失年月日は昭和38年1月9日であることが確認できる。

一方、脱退手当金は、最後に厚生年金保険に加入した事業所を管轄する社会保険事務所(当時)が処理を行うところ、B社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の請求者の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、請求期間に係る脱退手当金は、A社及びB社における厚生年金保険の被保険者期間を通算して計算されており、その支給額に計算上の誤りはないなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、請求者は、脱退手当金を受給した記憶はないと陳述しているものの、そのほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。